

令和5年2月20日

報道機関各社 御中

連絡先	
課係名	建築開発課
電話番号	53-4187

1. 発表事項 空き家状態別啓発活動について
2. 事業背景 空き家の解消に関して、「広報まつさか」への掲載や、固定資産税納税通知書に併せて啓発チラシを同封して郵送するなど、広く啓発を行っているが、空き家の所有者へ行き届いていない懸念があり、また、「空き家無料相談会」を開催し、空き家の所有者に対して直接周知を行っているが、今後も空き家は増加傾向にあることから、効果的な啓発活動を行う必要がある。
3. 事業目的 空き家の所有者に対して、直接働きかけることにより、所有者の意識の変化を促すとともに、「松阪市まちなか空家利活用促進制度」や「松阪市空家バンク制度」への登録、または「松阪市不良空家等除却促進補助金」や「松阪市木造住宅耐震補強等事業費補助金（除却工事）」の活用を図り、空き家の解消（利活用や除却）に繋げることで、空き家の減少を図る。
4. 事業概要 空き家の所有者に対して、その状態（居住の可能性）に応じた空き家の解消（利活用や除却）を促すため、個々に啓発チラシ等を郵送する。  
※居住の可能性 A：すぐに住めそうな空き家（利活用）  
B：少し手を加えればすぐに住めそうな空き家（利活用・除却）  
C：住めない空き家（除却）  
対象となる空き家の件数 4,103 件  
(A：1,794 件、B：1,501 件、C：808 件)  
※郵送料 84 円/件 × 4,103 件 = 344,652 円
5. 発送時期 令和5年4月より順次発送